

成田山奥之院祭禮300年成田祇園祭記念行事 誘客宣伝ロゴマーク・ポスター等データ作成業務 委託仕様書

1. 件名 成田山奥之院祭禮300年成田祇園祭記念行事誘客宣伝ロゴマーク・ポスター等データ作成業務委託

2. 目的 成田山奥之院祭禮300年成田祇園祭記念行事および記念行事の一つである成田伝統芸能まつりを広くPRし、観光客の誘致を図るため、ロゴマーク及びポスター等の印刷広告物データを作成する。

3. 業務内容

(1) 成田山奥之院祭禮300年成田祇園祭記念行事

① ロゴマーク作成

成田山奥之院祭禮300年成田祇園祭記念行事に係る共通のロゴマークを作成する。

(ア) 成田祇園祭の歴史、祭礼の意義を表現し、市民意識の醸成を図るとともに、300年記念行事の魅力を広く発信するデザインとする。

(イ) 印刷物（パンフレット、名刺、封筒など）や案内板、啓発グッズなどに使用可能なデザインとする。

(ウ) カラー・モノクロのデザインを作成する。

(エ) 既に登録されている商標と類似したデザインの提案はしないよう、確認を行うこととする。

② ポスター作成

(ア) カラーB1縦版とする。

(イ) 3.(1)①で作成したロゴマークを掲載する。

(ウ) 主な行事（英文併記）、主催（主催：成田山奥之院祭禮300年成田祇園祭記念行事実行委員会）、問合せ先（成田山奥之院祭禮300年成田祇園祭記念行事実行委員会事務局：0476-20-1540）を掲載する。

(エ) 広告欄なしのものと、広告欄あり（下から18cm）のものを作成する。

(2) 成田伝統芸能まつり

① ポスター作成

- (ア) カラーB 1 縦版及びB 3 横版とする。
- (イ) 「祝 成田山奥之院祭禮3 0 0 年成田祇園祭記念」の文言を掲載する。
- (ウ) 3. (1) ①で作成したロゴマークを掲載する。
- (エ) 開催日、会場、ホームページ (FEEL 成田)、主催 (主催：成田伝統芸能まつり実行委員会) 問い合わせ先 (成田伝統芸能まつり実行委員会：0476-20-1540) を掲載する。
- (オ) 「成田伝統芸能まつり」と同時開催する「ご当地キャラ成田詣」に関する情報を掲載する。
- (カ) 広告欄なしのものと、広告欄あり (B 1 版は下から1 8 c m、B 3 版は下から3. 5 c m) のものを作成する。

② チラシ作成

- (ア) カラーA 4 縦版とする。
- (イ) 「祝 成田山奥之院祭禮3 0 0 年成田祇園祭記念」の文言を掲載する。
- (ウ) 3. (1) ①で作成したロゴマークを掲載する。
- (エ) 開催日、会場、ホームページ (FEEL 成田 QR コードを併記)、主催 (主催：成田伝統芸能まつり実行委員会) 問い合わせ先 (成田伝統芸能まつり実行委員会：0476-20-1540) を記入する。
- (オ) ご当地キャラ成田詣に関する情報を記入する。
- (カ) 日本語・英語併記版および日本語・繁体字併記版デザインの2 種類を作成する。なお、英語、繁体字への翻訳は業務に含めるものとする。

4. 成果品

ポスター・チラシ 各1枚

P D F データおよびA I データを記録したC D - R 又はD V D - R 1枚

5. 納入期限

令和3年5月31日 (月)

6. 特記事項

- (1) 成田山奥之院祭禮3 0 0 年成田祇園祭記念行事実行委員会 (以下「本会」) が提供する資料は、本業務以外の目的で使用することを禁じる。また、本会の了解を得ることな

く、第三者に対してこれを使用させたり、内容を提示したりすることを禁じる。

- (2) 市の了解を得ることなく、(一社)成田市観光協会、祇園祭参加町内、参加団体等に対して資料の提供を求めてはならない。
- (3) 受注者もしくは第三者の著作権その他権利の対象となっている画像等を使用するときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (4) 成果品に関する著作権は、全て本会に帰属するものとする。
- (5) 成果品の最終デザインは、本会と十分協議の上決定するものとし、最終デザイン決定のために必要な修正は本会の指示に従うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、本会事務局と協議し指示に従う。